

流山市手話言語の普及の促進に関する条例

手話は言語である。

手話は物の名称や自らの意思を手や指の動き、表情等により視覚的に表現するものである。

手話は、耳が聞こえない人や聞こえづらい人が心豊かな日常生活を営み、意思疎通を図るため長年にわたって大切に育んできた言語である。

言語は人々が交流し、お互いの気持ちを尊重、理解する上で必要なものであり、さらには、知識の蓄積や文化・芸術の創造に大きく関わってきた。

そして、音声言語のみならず、手話による非音声言語も、人類の発展に大きく寄与してきたものである。

これまで手話は言語として認められていなかったため、手話による教育や環境が整備されず、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることが難しく、耳が聞こえない人や聞こえづらい人は日常生活や社会生活の中で不便と不安を抱え生活してきた。

そのような中で、手話が障害者の権利に関する条約や障害者基本法において言語として位置付けられたものの、いまだ手話に対する理解が広く深まっているとは言えないことから、手話が言語であることを広く普及していく必要がある。

ここにわたしたち市民等は、手話が言語であることへの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等（流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号）第3条第2号に規定する「市民等」をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進することにより、障害の有無にかかわらず市民等が尊重し合うことができる共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に関する普及の促進は、手話を必要とする市民等が手話を言語としてコミュニケーションを図る自由を有することを理解し、手

話を通じて全ての市民等が互いに尊重し合うことを基本として行うものとする。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話への理解の促進及びコミュニケーション手段としての手話の普及に関する施策を推進するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、基本理念への理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(県との連携及び協力)

第5条 市は、この条例の目的及び基本理念に対する市民等の理解の促進並びに手話の普及及び環境の整備に当たっては、千葉県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的に推進しなければならない。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策
- (2) 手話による情報の取得及び共有の機会を拡充するための施策
- (3) 手話による円滑なコミュニケーションができる環境を構築するための施策
- (4) 学校における手話への理解及び手話の普及を図るための施策
- (5) 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援に関する施策
- (6) その他市長が必要と認める施策

2 市は、施策の見直しに当たっては、障害者関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。